

令和6年度 奈良県准看護師試験実施要領

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和6年度准看護師試験を次のとおり実施する。

1 試験日時

令和7年2月13日（木） 午後1時30分から午後4時00分まで

2 試験場所

奈良県看護研修センター（橿原市四条町288-8）

受験者数により試験会場を追加する場合がある。

その場合は、受験票に試験会場を記載するので、交付された受験票を必ず確認すること。

3 受験資格

次のいずれかの条件を満たした者のうち（1）～（7）のいずれかに該当する者

- ・奈良県内の看護師等学校養成所を卒業または卒業見込みの者
- ・奈良県外の看護師等学校養成所を卒業または卒業見込みの者で、奈良県内の医療機関等に就労することが内定している者
- ・外国の看護師学校・養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、奈良県内の医療機関等に就労することが内定している者

- （1）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和7年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- （2）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和7年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- （3）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和7年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- （4）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和7年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- （5）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（令和7年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- （6）外国の看護師学校・養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が（3）から（5）までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- （7）外国の看護師学校・養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、（6）に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、奈良県知事が適当と認めた者

4 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

5 試験方法 筆記試験

6 受験願書の請求方法と期間

受験願書の交付を希望する者は、郵送により、令和6年12月6日（金）（必着）までに、下表に掲げる返信用封筒及び本人連絡先用紙を添え、奈良県庁（15 書類送付先及び問い合わせ先）あて請求すること。

返信用封筒	郵送先となる住所及び氏名を明記すること ※封筒の種類：角形2号（縦33.2cm×横24cm） ※貼付する切手：180円（3部以上請求する場合は、必要分の切手を貼付すること）
本人連絡先用紙	以下に掲げる事項を記載すること（様式任意） ・准看護師試験受験願書の交付を希望する旨の意志表示 ・氏名及びふりがな ・電話番号（日中も連絡可能な番号であること） ・卒業した又は卒業見込みの看護師等学校養成所名

ただし、奈良県内の看護師等学校養成所を卒業見込みの者等については、在籍する看護師等学校養成所が取りまとめの上、受験願書の交付を請求すること。そのため、当該者は在籍する看護師等学校養成所に本試験の受験予定について相談し、相談を受けた当該養成所は奈良県に連絡の上、請求方法を決定すること。ただし、看護師等学校養成所1校につき受験予定者が1名である場合、受験予定者が看護師等学校養成所に通学する機会がない場合等、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

7 受験願書の提出方法及び提出期限

原則、書留郵便とし、令和6年12月9日（月）から令和6年12月20日（金）まで（必着）に奈良県庁（15 書類送付先及び問い合わせ先）に提出すること。ただし、8（2）イ若しくはウにおいて書類の原本照合を受ける場合又は8（3）において医師・看護師確保対策室長により受験者本人と相違ない旨の確認を受ける場合は、奈良県庁（15 書類送付先及び問い合わせ先）に電話連絡の上、持参すること。

なお、奈良県内の看護師等学校養成所を卒業見込みの者等については、在籍する看護師等学校養成所が受験予定者の受験願書を取りまとめの上、提出すること。その場合は、書留郵便以外の方法でも提出を受け付けるが、提出可能期間は、令和6年12月9日（月）から令和6年12月20日（金）まで（午前9時から午後3時まで。ただし、正午から午後1時は除く。）とする。ただし、看護師等学校養成所1校につき受験予定者が1名である場合、受験予定者が看護師等学校養成所に通学する機会がない場合等、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

8 受験願書等の提出書類

（1）受験願書（奈良県所定のもの）

（2）受験資格を証する書類

ア 3の（1）から（5）のいずれかに該当する者にあつては、修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあつては、令和7年3月7日（金）必着で、修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定

証明書を原則郵送により提出すること。ただし、奈良県内の看護師等学校養成所を卒業見込みの者等については、在籍する看護師等学校養成所が取りまとめの上、修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を提出すること。なお、当該養成所は奈良県に連絡の上、提出方法を決定すること。

なお、令和7年3月7日（金）までに提出することができない場合は、奈良県庁（15書類送付先及び問い合わせ先）まで連絡すること。令和7年3月31日（月）までに提出することができない場合は、受験資格が認められず試験は無効とする。

イ 3の（6）に該当する者にあつては、厚生労働大臣による看護師国家試験受験資格認定書の写し（原本を奈良県庁（15書類送付先及び問い合わせ先）に持参し、原本照合を受けること。）

ウ 3の（7）に該当する者にあつては、奈良県知事の准看護師試験受験資格認定書の写し（原本を奈良県庁（15書類送付先及び問い合わせ先）に持参し、原本照合を受けること。）

（3）写真

出願前6カ月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した縦6cm×横4cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、奈良県所定の受験写真用台紙に貼付の上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業した又は在籍している看護師等学校養成所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。看護師等学校養成所より確認を受けられない場合は、本人確認書類（運転免許証、旅券、その他の公的機関の発行した身分証明書等）を奈良県庁（15書類送付先及び問い合わせ先）に持参し、医師・看護師確保対策室長により確認を受けること。

（4）奈良県外の看護師等学校養成所を修業（修業見込み）又は卒業（卒業見込み）の者は、資格取得後、奈良県内の医療機関等で就労することが内定していることを証する書類（奈良県所定の就労予定証明書）

（5）返信用封筒 2部

下表に掲げる返信用封筒を同封すること。

ただし、奈良県内の看護師等学校養成所を卒業見込みの者等について、在籍する看護師等学校養成所が受験予定者の受験票又は合格証書をまとめて受け取る場合は看護師等学校養成所が切手を貼った返信用封筒を同封すること。

用途	部数	封筒の種類、切手等
受験票送付用	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・長形3号（縦23.5cm×横12cm） ・460円分の切手貼付 ※令和7年1月下旬に確実に受領することができる郵送先住所、郵便番号、氏名を明記すること。 ※「受験票送付用」と記載すること。 ※朱書きで「簡易書留」と記載すること。
合格証書送付用	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・長形3号（縦23.5cm×横12cm） ・460円分の切手貼付 ※令和7年3月中旬に確実に受領することができる郵送先住所、郵便番号、氏名を明記すること。 ※「合格証書 送付用」と記載すること。 ※朱書きで「簡易書留」と記載すること。

9 受験手数料

6,900円（奈良県収入証紙を受験願書に貼り付け、消印しないこと。）

なお、受験票の交付後は、受験手数料の返納はしない。

10 受験票の交付

受験願書を提出した者に対し、令和7年1月14日（火）以降に受験番号、試験日時及び試験場所を記載した受験票を交付する。令和7年1月17日（金）を過ぎても受験票が届かない場合は、奈良県庁（15 書類送付先及び問い合わせ先）に問い合わせること。

ただし、奈良県内の看護師等学校養成所を卒業見込みの者については、原則、在籍する看護師等学校養成所が受験予定者の受験票をまとめて受け取り、当該受験予定者に配布すること。

11 合格発表

令和7年3月13日（木）午前10時

奈良県庁前掲示場及び奈良県ホームページ（※）において合格者の受験番号を掲出する。

（※）ホームページURL <https://www.pref.nara.jp/37958.htm>

なお、電話等による試験結果の問い合わせには応じない。

12 合格証書の交付

合格者には、受験願書提出時の返信用封筒により、合格証書を郵送する。令和7年3月21日（金）を過ぎても合格証書が届かない場合は、奈良県庁（15 書類送付先及び問い合わせ先）に問い合わせること。

なお、奈良県内の看護師等学校養成所を卒業見込みの者について、在籍する看護師等学校養成所が受験予定者の合格証書をまとめて受け取る場合は、この限りではない。

また、修業証明書又は卒業証明書が提出されていない者については、修業証明書又は卒業証明書を受領した後に交付する。

13 試験結果の開示

試験結果（総合得点）については、個人情報保護に関する法律第69条第2項の規定により、合格発表の日から1か月間、口頭で開示請求をすることができる。

なお、詳細については、奈良県庁（15 書類送付先及び問い合わせ先）に問い合わせること。

14 その他

・視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する人で受験を希望する人は、令和6年12月16日（月）までに申し出ること。

・提出書類（受験願書、証明書等及び返信用封筒）は、受験を辞退した場合または不合格の場合も返却しない。

・この実施要領の公開日以降、緊急連絡等は奈良県ホームページ（※）において掲示する。

（※）奈良県ホームページURL <https://www.pref.nara.jp/37958.htm>

15 書類送付先及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県福祉医療部医療政策局

地域医療連携課 医師・看護師確保対策室

（電話）0742-27-8655